○京都府立大学自己点検・評価に関する規程

(平成20年京都府立大学規程第20号)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府立大学学則(平成20年京都府立大学規則第1号)第 2条第2項及び京都府立大学大学院学則(平成20年京都府立大学規則第2号) 第2条第2項の規定により、京都府立大学(以下「本学」という。)の自己点検・ 評価に関し必要な事項を定めるものとする。

(自己点検・評価の目的等)

- 第2条 本学の教育研究水準の向上と運営の適正化を図り、もって本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育、研究、交流活動等の状況について自己点検・評価を行い、認証評価機関や京都府公立大学法人評価委員会による評価への対応など、評価に関わる業務の遂行にあたる。
- 2 各学部、各研究科、事務局、教務部、学生部、入試部、企画戦略部及び附属 図書館(以下「部局」という。)並びに学内の各種委員会及びセンター(以下「学 内委員会等」という。)は、自己点検・評価に努めるものとする。
- 3 本学は、第1項の点検及び評価の結果について、本学の教職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

第2章 組織

(委員会)

- 第3条 本学に京都府立大学自己評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会は、本学における自己点検・評価の基本方針を審議するほか、次に掲 げる全学的な自己点検・評価に関する事項を所掌する。
- (1) 自己点検・評価の実施計画に関する事項
- (2) 自己点検・評価項目の設定に関する事項
- (3) 自己点検・評価の実施に関する事項
- (4) 外部評価、第三者評価に関する事項
- (5) 自己点検・評価結果の報告及び公表に関する事項
- (6) 自己点検・評価結果に基づく改善方策の策定及び進捗確認に関する事項
- (7) その他自己点検・評価に関し必要な事項

(学部等委員会)

第4条 各学部及び各研究科等(以下「学部等」という。)は、当該学部等に係る

自己点検・評価を実施するための組織(以下「学部等委員会」という。)を設置するものとする。

2 学部等委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別途定める。

(組織)

- 第5条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 各学部の長
 - (4) 各研究科の長
 - (5) 附属図書館長
 - (6) 教務部長
 - (7) 学生部長
 - (8) 入試部長
 - (9) 企画戦略部長
 - (10) 事務局長
 - (11) その他の事務管理職員
- 2 前項に定める委員のほか、学長が必要と認めた者を委員に加えることができる。

(任期)

第6条 前条第2項に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

- 第7条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、会議を主宰するとともに、委員会の所掌事項を 総括する。

(副委員長)

- 第8条 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。
- 2 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

- 第9条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 (意見の聴取)
- 第10条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第11条 委員会に、学内横断的な事項に係る所掌業務を円滑に行うため、部会を

設けることができる。

- 2 部会に部会長を置き、第5条に定める委員のうちから委員会の審議を経て委 員長が指名する。
- 3 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、別途定める。 (庶務)
- 第12条 委員会に関する庶務は、企画・地域連携課において処理する。

第3章 自己点検・評価の実施

(自己点検・評価事項)

- 第13条 委員会は、本学全体に係る事項について、自ら点検・評価を実施するものとする。部局及び学内委員会等は、委員会が実施する点検・評価に協力するものとする。
- 2 部局及び学内委員会等は、当該部局又は学内委員会等に係る事項について、自己点検・評価を実施し、その結果を委員会へ報告するものとする。

(自己点検・評価結果の公表)

- 第14条 委員会は、自己点検・評価を実施した事項につき、その内容を公表(学 外への公表を含む。以下同じ。)するものとする。
- 2 前項の公表は、委員長が教育研究評議会に提案し、その承認を得て実施するものとする。

(評価結果に基づく改善)

- 第15条 委員会は、評価結果に基づき改善が必要と認められた事項について、改善に向けた具体的な措置を講じるものとする。
- 2 委員会は、部局及び学内委員会等が実施した改善方策の達成状況について把握し、検証するものとする。
- 3 委員会は、前2項の実施状況について、適宜、その内容を公表するものとする。

(学部等委員会等との連携)

- 第16条 委員会は、学部等委員会、部局及び学内委員会等と常に協議・連携する ものとする。
- 2 委員会は、学部等委員会が点検・評価を実施したとき又は必要に応じ、学部 等委員会に対し報告を求めることができる。

第4章 雑則

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、自己点検・評価の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

- この規程は、平成20年4月1日から施行する。 **附 則**
- この規程は、平成21年1月14日から施行する。 附 則
- この規程は、平成23年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成27年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成30年2月14日から施行する。 附 則
- この規程は、令和3年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、令和6年1月10日から施行する。